

## 第2期新潟県新潟市・聖籠町基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### （1）促進区域

設定する区域は、令和5年7月現在における新潟県新潟市及び新潟県聖籠町の行政区域とする。面積は7万6,377 ha（新潟市・聖籠町面積）である。

当区域には、下表で○を記載した区域が含まれており、-を記載した区域は含まれない。また、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域      | -   |
| 自然環境保全法に規定する都道府県自然保全地域（新潟県自然環境保全地域）   | ○   |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区 | -   |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区    | ○   |
| 自然公園法に規定する国立・国定公園区域（佐渡弥彦米山国定公園）       | ○   |
| 環境省が自然環境基礎調査で選定した特定植物群落               | ○※1 |
| 生物多様性の観点から重要度の高い湿地                    | ○   |
| 森林法に規定する保安林区域                         | ○   |
| 自然公園法に規定する県立自然公園                      | -   |
| 自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域                | -   |
| シギ・チドリ類渡来湿地                           | -   |
| 国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域         | ○※2 |
| 新潟県都市公園条例に規定する区域                      | ○   |

（地図）



環境保全のため配慮を行う主な区域※重複する区域あり

鳥獣保護区
  佐渡弥彦米山国定公園区域
  保安林区域  
 新潟県自然環境保全地域
  生物多様性の観点から重要度の高い湿地

※1 特定植物群落は7か所に点在し、他区域と重複する区域もあるため地図の記載を省略

※2 国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は全域にわたるため地図の記載を省略

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①日本海側の拠点都市

新潟市は古くから北前船の寄港地として栄え、江戸末期には函館・横浜・神戸・長崎とともに開港五港の一つに指定され、世界に開かれた港湾都市として発展を続けており、平成19年4月に本州日本海側初の政令指定都市に指定されている。

聖籠町は新潟市の北側に隣接し、国際拠点港湾・日本海側拠点港である「新潟港」の東港区は両市町に跨って位置している。

当区域には、新潟空港、新潟駅も置かれており、北陸自動車道をはじめとする高速道路へのアクセスも容易であることから、陸・海・空を結ぶ交通ネットワークの要衝となっており、その利便性の高さから流通産業の基地として重要な役割を果たしている。

新潟県における当区域のウエイトは大きく、県人口約210万人のうち約80万人を占めるほか、県内企業の本社や大企業の支店等が多く立地し、地域経済の中心となっている。

また、当区域の中央に位置する鳥屋野潟南部地区は、新潟市の都心地域に隣接し、新潟市内外より年間約290万人（令和5年新潟市調査暫定値）が来訪する県市を代表する施設が整備されており、今後さらなる開発により発展が期待される。

②特色のある産業

当区域は、「コシヒカリ」等の水稻に代表される日本有数の穀倉地帯であるとともに、野菜や果樹、花卉の一大産地でもあり、農業産出額は528.6億円（新潟市のみでは、令和3年度市町村別で全国6位、日本海側で1位：令和3年農林水産省市町村別農業産出額）と全国トップクラスの農業生産力を誇る。また、日本海に面していることから漁業も盛んに行われており、豊富な農水産物資源に裏づけされた食料品製造業が内需型産業として発展してきた。このため、食料品製造業が当区域内製造業の中で、製造品出荷額（2,949.6億円、24.0%）、事業所数（175事業所、18.5%）、従業員数（12,247人、31.2%）と最も多くの割合を占めており（令和3年経済センサス活動調査）、米菓、米飯包装商品や水産練物など、全国的にも著名な食品メーカーが多数存在するなど食料品製造業の集積地となっている。

また、国内石油産業の発祥の地である新潟市では、石油産業から派生した機械・金属関連産業も集積（411事業所、43.5%：令和3年経済センサス活動調査）しており、大型タービンエンジンメーカーや工作機械メーカーなど世界レベルの技術を有する企業が立地している。機械・金属加工産業で有名な燕三条地域と繋がる新潟市南区や同西蒲区でも、石油ファンヒーターのトップメーカーや自動車部品、航空機部品をはじめとした機械・金属産業が盛んである。

本州日本海側随一の外貿コンテナ取扱量（166,614TEU：新潟港令和4年外貿コンテ

ナ取扱量（速報値））を誇る新潟港東港区周辺には、化学工業、製紙業をはじめとした多くの企業が立地（391 事業所、41.4%：令和 3 年経済センサス活動調査）している。更に、石油・LNG の備蓄基地やガスタービン・コンバインドサイクル発電方式により世界最高水準の熱効率を誇る火力発電所や、木質バイオマス発電所なども立地（15 事業所：令和 3 年経済センサス活動調査）しており、エネルギー基地としての側面も有している。

### ③充実の交通インフラ

交通アクセスについては、東京まで上越新幹線により最短 89 分で、大阪まで航空機により約 1 時間で繋がっている。また、自動車産業や航空機産業の拠点となっている東北エリア、名古屋・中京エリア及び北九州エリア、今後半導体産業の拠点が見込まれる北海道エリアとは、高速道路や空路で結ばれている。新潟を中心に札幌・東京・名古屋・大阪・福岡と全国を網羅している。

### ④北東アジアのゲートウェイ

航空ネットワークについてはソウル（週 3 便）をはじめ、上海（週 2 便）、ハルビン（週 1 便）、台北（週 2 便）に定期便が就航している。更に、ソウルや上海などで乗り継ぐことで世界各地へアクセスが可能となっている。

国際物流では、新潟港東港区が本州日本海側の国際物流の中核を担っており、本州日本海側最大の外貿コンテナ貨物取扱実績を有する。

韓国、中国との定期コンテナ航路（週 9 便）を有し、釜山港や上海港でのトランシップにより世界と繋がっており、首都直下地震等の大規模災害時には、太平洋側港湾のバックアップ港としての優位性を備えている。

### ⑤豊富な人材と企業支援

当区域には、主な教育機関として新潟大学や新潟県立大学など 10 大学と 4 短大に加え、情報系を含めた 44 の専門学校があり、幅広い人材供給が可能である。

近年、新潟県と新潟市が連携し、情報通信関連企業を中心に、教育機関とのマッチングなど新潟市への進出支援をしている。

また、「新潟県工業技術総合研究所」をはじめとした公立の研究機関が 8 機関と、「公益財団法人新潟市産業振興財団」や「公益財団法人にいがた産業創造機構」などの産業支援機関があり、多様な企業ニーズに対応している。

ほかにも、産学共同研究施設「新潟市バイオリサーチセンター」や 6 次産業化支援・農商工連携施設「新潟市農業活性化研究センター」がある。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当区域は、製造業の全産業に占める事業所割合は小さい（5.9%、1,883 事業所）ものの、石油や天然ガスなどの天然資源を背景に本州日本海側随一の製造業の事業所を有しており、雇用者数割合が3位（12.7%、46,889 人）、付加価値額割合が2位（13.9%、231,902 百万円）と機械金属関連産業や食品製造業、化学工業を中心に、高い技術力を有する産業都市として発展してきた（令和3年経済センサス活動調査）。近年では、特殊加工の国際認証を有する航空機部品の共同工場の開設や多工程一貫受注体制の整備もされている。他業種と比べ経済波及効果の高い製造業や新たな産業の核となるべき企業への積極的な立地促進や産学連携の推進などを通して生産性を向上させ、質の高い雇用や高付加価値をもたらす事業の創出を目指す。

また、人材確保や首都圏からの近接性、BCPなどを理由に情報通信関連企業の当区域への進出が増加している。当区域で、1事業所当たりの付加価値創出額が上位（14,118 百万円 令和3年経済センサス活動調査）である情報通信関連産業のデジタル技術は今や社会基盤となっており、様々な産業との親和性も高く、協業やイノベーションなどの促進によるさらなる高付加価値の創出も期待できる。

国際拠点港湾・日本海側拠点港である「新潟港（令和4年コンテナ貨物総取扱個数：外貿 166,614TEU、新潟港令和4年外貿コンテナ取扱量（速報値）：内貿 56,418TEU、令和3年新潟港統計年報）」や拠点空港である「新潟空港（国内線 73 トン：令和4年度航空貨物輸送実績、国際線 127 トン：令和元年度航空貨物輸送実績 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の行動制限により利用は落ち込んだ。）」を利用し、原料輸入や製品輸出を行う素材関連製造業（67 事業所：令和3年経済センサス活動調査）の集積に伴い発展してきた物流業がさらに発展することで、本促進区域の拠点性をさらに高める。

日本海側港湾全体のLNG受入量概ね4割を占め、パイプラインで供給している国際拠点港湾・日本海側拠点港である「新潟港」の東港区を中心にエネルギー基地としての機能を発揮するとともに、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の指定に加え、「新潟港港湾脱炭素化計画」や「新潟CCUSハブ&クラスター拠点開発構想」の推進など脱炭素関連産業の形成も期待される。

当区域の中央に位置する鳥屋野潟南部地区は、広域交通の結節点であるとともに、都心にも近接する地区特性を有しており、年間約74万人（令和5年新潟市調査 暫定値）を市内外から集客する新潟スタジアムや野球場といった大規模スポーツ施設をはじめ、県市を代表する集客施設が立地している。この地区特性や集客施設を生かし、更なる交流拡大やにぎわい創出につながる開発を推進していくことで、鳥屋野潟南部地区だけでなく、当区域全体の経済循環の促進が期待できる。

このような付加価値創出額が高い製造業や情報通信関連産業などから、卸売・小売、サービス業等にも高い経済的波及効果をもたらすよう地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

これまでの地域経済牽引事業の付加価値創出額を踏まえ、当区域で 32 億 4,100 万円増加の 49 億 2,600 万円の付加価値創出を目指す。

【経済的効果の目標】

|                    | 現状        | 計画終了後     | 増加率  |
|--------------------|-----------|-----------|------|
| 地域経済牽引事業による付加価値創出額 | 1,685 百万円 | 4,926 百万円 | 192% |

(算定根拠)

現状における 1 事業所あたりの該当産業付加価値額×目標件数を各地域特性・活用戦略において算出。ただし、現状において、実績がない地域特性・活用戦略については、現状の同業種付加価値額×目標件数、又は令和 3 年経済センサス活動調査における 1 事業所あたりの該当産業付加価値額×目標件数により算出。

| 地域特性・活用戦略                                                          | 現状      | 計画終了後     | 増加率  |
|--------------------------------------------------------------------|---------|-----------|------|
| ①新潟市・聖籠町の航空機関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野                                  | －百万円    | 47 百万円    | 皆増   |
| ②新潟市・聖籠町の食料品製造業の集積を活用した食品・バイオ関連分野                                  | －百万円    | 47 百万円    | 皆増   |
| ③新潟市・聖籠町の地域の企業が保有する金属加工や機械組立加工、化学製品製造などの技術を活用した成長ものづくり分野           | 664 百万円 | 1,510 百万円 | 127% |
| ④新潟市・聖籠町の情報通信関連産業の集積を活用したデジタル分野                                    | 109 百万円 | 325 百万円   | 198% |
| ⑤新潟市・聖籠町の拠点性を支える物流関連産業の集積を活用した物流関連分野                               | 912 百万円 | 2,368 百万円 | 159% |
| ⑥新潟港等の拠点性の高い交通インフラを活用した環境・エネルギー関連分野                                | －百万円    | 586 百万円   | 皆増   |
| ⑦鳥屋野潟南部地区の大規模スポーツ施設などの広域集客力を生かし、食と花・みなとまち文化などの観光資源と連携した交流拡大まちづくり分野 | －百万円    | 43 百万円    | 皆増   |

また、K P I として、地域経済牽引事業数を設定する。

【任意記載の K P I 】

|           | 現状   | 計画終了後 | 増加率  |
|-----------|------|-------|------|
| 地域経済牽引事業数 | 32 件 | 68 件  | 112% |

(算定根拠)

当区域の新潟市及び聖籠町における 1 年あたりの地域経済牽引事業を各 1 件（年間計 2 件）増加させ、地域経済牽引事業数 68 件（36 件増加）を目指す。

新潟県新潟市・聖籠町基本計画における地域経済牽引事業数

(H29. 12. 22～R5. 9. 30≒約 5 年 9 か月) 32 件

32 件／5.75 年≒5.6 件／年

新潟市及び聖籠町 計 2 件／年増加＝5.6＋2／年＝7.6 件／年

7.6 件／年×4.75 年（新計画期間 約 4 年 9 か月）≒ 36 件

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

#### （１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

#### （２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,243 万円（新潟県の 1 事業所あたり平均付加価値額 4,243 万円（令和 3 年経済センサス活動調査））を上回る見込みであること。

#### （３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 5 %増加すること

②促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で 5 %増加すること

③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 1 %増加すること

④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 2 %増加すること

なお、（２）、（３）の指標については、5 年の場合を想定しており、地域経済牽引事業計画の計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

#### （１）重点促進区域

重点促進区域は以下及び地図上の位置の区域とする。

なお、当区域内（新潟市域内）において、本重点促進区域で予定している、交流拡大ま

ちづくり分野や物流関連分野の施設が立地できる規模の遊休地等が他に存在しないことを確認している。

【重点促進区域：地図上の位置】

○新潟市中央区姥ヶ山字大日南田

○新潟市中央区長潟字本村前

○新潟市中央区長潟字新田前

※ 中央区姥ヶ山字大日南田については、3・2・505 都市計画道路弁天線（1 級市道弁天橋姥ヶ山線・市道南 7-52 号線）の以西を、中央区長潟字新田前については、3・3・577 都市計画道路鳥屋野潟南部東線（市道南 7-55 号線）の以東とする。

（概況及び公共施設等の整備状況）

面積はおよそ 50ha（農用地区域面積およそ 42.9ha）である。

本重点促進区域は、新潟市の玄関口である東日本旅客鉄道新潟駅から南に約 3 km、豊かな自然を残す鳥屋野潟の傍に位置し、日本海東北自動車道新潟亀田インターチェンジ及び国道 49 号、国道 8 号に近接する利便性の高いエリアであり、県市のような計画に位置づけられている新潟県・新潟市・亀田郷土地改良区の三者によって開発を推進する鳥屋野潟南部開発計画の未開発ゾーンである。

この鳥屋野潟南部開発計画エリアには、これまでに県立鳥屋野潟公園や市立いくとびあ食花のほか、新潟市民病院、新潟市消防局など、県市によって高次都市機能が整備されており、県立鳥屋野潟公園内の新潟スタジアムや野球場など広域集客施設との連携を図りやすい場所にある。

このように、新潟市の都心地域に近接し、バス・自動車の交通利便性に優れ、県を代表する広域集客施設との連携が図りやすい鳥屋野潟南部開発計画エリアは、地域経済牽引事業を重点的に促進する必要があるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本重点促進区域は大部分が農業振興地域の農用地区域であり、全てが市街化調整区域となっている。事業実施の予定地は、「新潟県新潟市・聖籠町基本計画」に基づく「同意土地利用調整計画（令和 5 年 12 月 26 日新潟県知事同意）」及び「承認地域経済牽引事業計画」の用地である。「新潟県新潟市・聖籠町基本計画」及び「同意土地利用調整計画（令和 5 年 12 月 26 日新潟県知事同意）」では、都市計画法における開発許可関係手続きにかかる配慮は活用しないことから、別途、都市計画法第 12 条の 4 に規定する地区計画を定め、事業を実施する予定であり、それ以外の土地については現時点では土地利用調整を行う予定はない。

また、隣接する鳥屋野潟は、環境に配慮すべき豊かな自然を有するが、本重点促進区域には、環境保全のために配慮を行う、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国定公園区域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、環境省が自然環境基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、森林法に規定する保安林区域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域、新潟

県都市公園条例に規定する区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

・新潟市総合計画 2030

本重点促進区域を含む鳥屋野潟南部地区の住居・交流拡大ゾーンは、重点戦略1「都市機能の充実と拠点性の向上」において、開発促進に向けたスムーズな手続き・調整を行うなど、複合拠点としての整備を促進することとしている。

・新潟県土地利用計画

「4 県土利用の基本構想(2) 地域経済の持続的な発展のための土地利用方針」において、「商工業施設の適切な配置や農地及び林地の整備を進め、生産性の向上や土地利用機会の増加を図るとともに、産業全般にわたり、土地利用の担い手を確保し、地域経済の活性化を図っていく」こととしている。

その中の個別方針において、「高速道路インターチェンジなどの物流拠点の周辺や地域の拠点に商工業施設を集約させ、土地の利用目的に応じた適切な配置を進めることにより、生活の質の高さを兼ね備えた都市や地域の持続可能な成長を図る」こととしており、本重点促進区域は、その内容に適合する。

・新潟都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)【新潟県】

本重点促進区域を含む鳥屋野潟南部地区は、特に配慮すべき課題等を有する市街地として位置づけられており、土地利用の方針として、環境の優れた快適な空間の創出、新しい都市機能の導入を行う地区として鳥屋野潟南部開発計画に基づき土地利用の高度化を図ることが示されている。

・新潟市都市計画基本方針(都市計画マスタープラン)

本重点促進区域を含む鳥屋野潟南部地区は、都心の機能を補完し、その魅力や価値をより一層高めるため、都心と近接する鳥屋野潟の自然環境を活かし、周囲の環境と調和した医療福祉、文化・教育、スポーツ・憩い、交流・にぎわいなどの複合拠点としての整備に取り組むこととしている。

・新潟市立地適正化計画

本重点促進区域を含む鳥屋野潟南部地区は、都市機能誘導区域における都心の「重点エリア」に次ぐ、都心周辺部にある「機能集積エリア」として、「広域圏を対象とした医療、福祉、商業、文化、教育、交流、行政等の高次都市機能を活かして各種サービスの効率的な提供を図る都心を補完するエリア」、「移動しやすく質の高いサービスが提供される基幹公共交通軸沿線など交通環境が充実したエリア」などに位置づけられている。

また、「重点エリア」と同様に、広域的な集客力をもつ店舗面積3,000㎡以上の商業店舗などの立地誘導を図ることとしている。

今後、令和8年度以降の改定を予定している立地適正化計画において、本重点促進区域の計画内容を踏まえることとしている。

- ・にいがた都市交通戦略プラン

土地利用と連携した基幹公共交通軸の形成を図ることとしており、土地利用については、「基幹公共交通軸沿線の多くの人々やモノが集まる好循環を生み出す都市機能誘導区域に都市機能施設を誘導する」とともに、基幹公共交通軸沿線に位置する鳥屋野潟南部開発計画の推進に取り組むこととしている。

- ・鳥屋野潟南部開発計画

鳥屋野潟南部開発計画における鳥屋野潟南部地区は、新潟市都市計画基本方針など様々な計画に位置づけられており、豊かな自然を残す鳥屋野潟に隣接するとともに、交通網の結節点に位置する鳥屋野潟南部地区約 270ha において、環日本海地域の拠点にふさわしい環境の優れたアメニティ空間の創出、新しい都市機能の導入を行うもので、民間活力の導入を図りながら、新潟県・新潟市・亀田郷土地改良区の三者で整備を推進している。

また、開発計画地区全体を「ウェルネスゾーン」「国際文化・教育ゾーン」「総合スポーツゾーン」「住居・交流拡大ゾーン」の 4 ゾーンに分け、これまで、県立鳥屋野潟公園や市立いくとぴあ食花のほか、新潟市民病院などの公共施設整備や民間開発が行われてきている。

本重点促進区域が含まれている「住居・交流拡大ゾーン」は、鳥屋野潟南部地区の大規模スポーツ施設などの広域集客力を生かし、食と花・みなとまち文化などの観光資源と連携した交流拡大まちづくり等を行うため、開発を推進することとしている。

- ・新潟市中央区農業振興地域整備計画

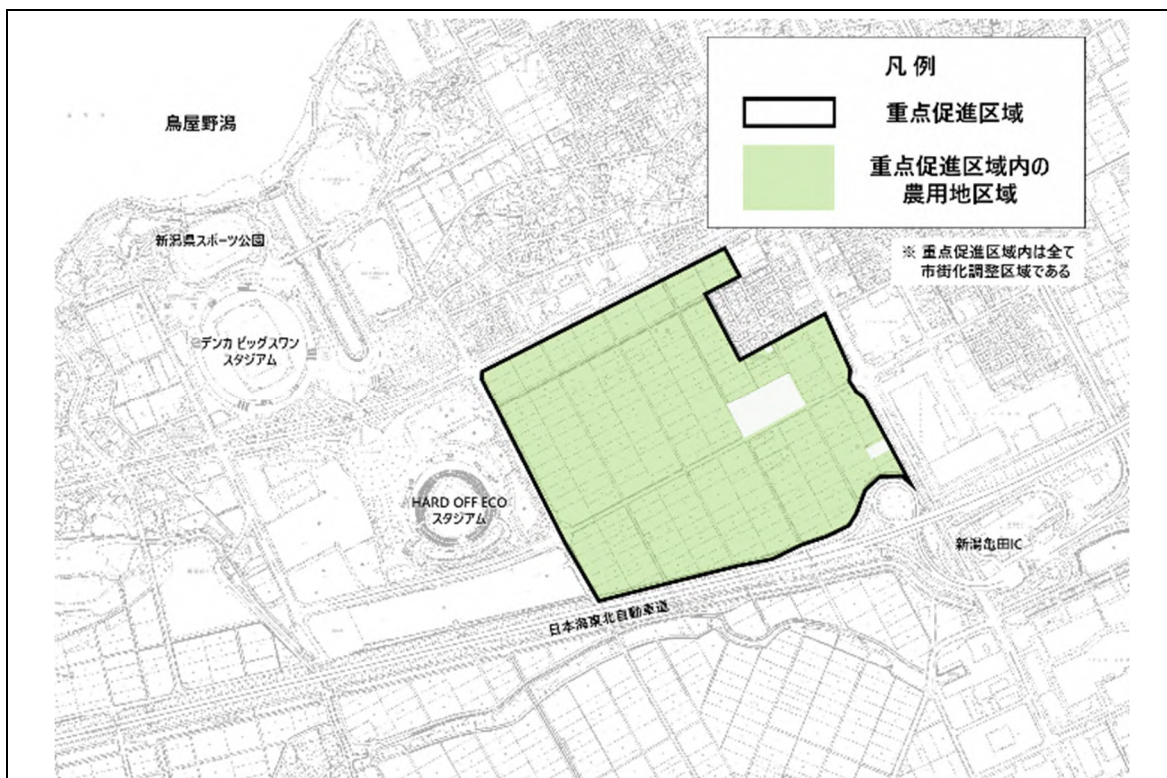
農用地利用計画の土地利用については、「市街地拡大などの非農業的土地利用との調整を図りながら、無秩序な農地の転用を抑制し、優良農地の確保に努め、その生産環境の保全や農業経営の近代化を考慮したものとする。」とし、更には「開発計画、道路計画などとの調整を図り、土地利用区分を明確にしたうえで、今後も優良農地を保全していく。」としている。このことに関しては、本重点促進区域の開発による周辺の広域集客施設と連携した交流拡大まちづくり分野の効果的な推進や、新潟市の都心地域における様々な物流需要への対応を、妨げるものではないと確認している。

なお、中央区における優良農地の確保や農地の高度利用は、残りの約 80ha の農地で図っていくこととなる。

以上の関連計画において、本重点促進区域の計画内容と整合が取れていることを確認している。

<地図>





## (2) 区域設定の理由

本重点促進区域を含む鳥屋野潟南部開発計画における鳥屋野潟南部地区は、新潟都市計画区域マスタープランにおいて「土地利用の高度化を図る方針」が示され、新潟市都市計画マスタープランにおいては、都心の機能を補完し、その魅力や価値をより一層高めるため、新潟市の都心地域と近接する鳥屋野潟の自然環境を活かし、周囲の環境と調和した医療福祉、文化・教育、スポーツ・憩い、交流・にぎわいなどの複合拠点としての整備に取り組むこととしている。また、新潟市立地適正化計画においては、都心の重点エリアに次ぐ機能集積エリアとして、広域的な集客力をもつ店舗面積 3,000 ㎡以上の商業店舗の立地誘導を図り、広域圏を対象とした質の高いサービスを図ることとしている。

このように、本重点促進区域を含む鳥屋野潟南部地区は各種法定計画に位置づけがあり、新潟市の都心地域に近接しながら、都心地域にはない大街区を活用でき、バス・自動車の交通利便性に優れているなどのポテンシャルが高い地区である。

さらに、日本海東北自動車道新潟亀田インターチェンジ・国道 49 号に近接する立地特性もあり、年間約 74 万人を市内外から集客する新潟スタジアムや野球場などの県市を代表する広域集客施設に隣接しており、鳥屋野潟南部地区全体では年間約 290 万人が来訪する。(令和 5 年新潟市調査 暫定値)

このため、本重点促進区域は、広域集客施設と連携し、恵まれた立地特性を生かしながら、交流拡大まちづくり分野の事業を効果的に実施することが可能であることに加え、本州日本海側最大の人口を有する新潟市の都心地域の様々な物流需要に対応できるなど、重点的に地域経済牽引事業の促進を図り、新たな付加価値の創出が期待できることから、重点促進区域として設定するものである。このような適地は、新潟市全域においても、市街化区域やその他の遊休地に存在しないことを確認している。

なお、周辺の候補地としては、新潟スタジアムや野球場の西側に位置する、鳥屋野潟南部開発計画における「国際文化・教育ゾーン」の未開発地が考えられるが、本重点促進区域と同様の農業振興地域の農用地区域であり、広域集客施設である新潟スタジアムや野球場と、集落や排水路などによって分断され距離が離れているため面的な一体利用が難しく、都心地域や高速道路のインターチェンジなどからも距離があるため、本重点促進区域に比べ事業の効果を生み出しにくい立地条件となっている。また、交流拡大まちづくり分野や物流関連分野を進めるにあたっては「国際文化・教育ゾーン」の土地利用方針とも合致しないものとなっている。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域  
該当なし。

## 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

### (1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① **【地域の特性】** 新潟市・聖籠町の航空機関連産業の集積  
**【活用戦略】** 成長ものづくり
- ② **【地域の特性】** 新潟市・聖籠町の食料品製造業の集積  
**【活用戦略】** 食品・バイオ関連
- ③ **【地域の特性】** 新潟市・聖籠町の地域の企業が保有する金属加工や機械組立加工、化学製品製造などの技術  
**【活用戦略】** 成長ものづくり
- ④ **【地域の特性】** 新潟市・聖籠町の情報通信関連産業の集積  
**【活用戦略】** デジタル
- ⑤ **【地域の特性】** 新潟市・聖籠町の拠点性を支える物流関連産業の集積  
**【活用戦略】** 物流関連
- ⑥ **【地域の特性】** 新潟港等の拠点性の高い交通インフラ  
**【活用戦略】** 環境・エネルギー関連
- ⑦ **【地域の特性】** 鳥屋野潟南部地区の大規模スポーツ施設などの広域集客力や食と花・みなとまち文化などの観光資源との連携  
**【活用戦略】** 交流拡大まちづくり

### (2) 選定の理由

#### ① 新潟市・聖籠町の航空機関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

当区域は、製造業の付加価値額のうち1,637億円（製造業全体の35.1%：令和3年経済センサス活動調査）が機械・金属関連産業となっており、航空機部品製造に適した高い技術力を有する中小企業が集積した地域である。

平成22年にNIIIGATA SKY PROJECTとしての事業開始以降、特殊工程の国際認証を有する航空機部品の共同工場が開設、管理機能を持つ商社も設立され、多

工程一貫受注に向けての体制を整えた。また、平成 28 年度からは地方創生交付金の活用による海外販路拡大、人材育成、設備導入支援などにより事業の拡大を支援している。

コロナ禍による航空機需要の低迷を経て、今後のさらなる需要拡大に向けた世界的な生産体制の構築が急速に進められている中で、当区域での機械加工から表面処理・非破壊検査まで適応できる地域内一貫生産体制の更なる確立を図るべく、関係企業間の連携を深めながら航空機関連産業の成長ものづくり分野に取り組んでいく。

## ② 新潟市・聖籠町の食料品製造業の集積を活用した食品・バイオ関連分野

当区域は、稲作を中心とする高い農業生産力を背景に食料品製造業の製造品出荷額等が 2,950 億円（製造業全体の 24.0%：令和 3 年経済センサス活動調査）と、製造業において最大の割合を占める産業であり、地域産業の牽引役となっている。

食品産業は原材料を供給する農業・漁業やそれを加工する食料品製造業のほか、機械製造業、印刷、包装関連業、運輸業、卸売・小売業、サービス業など関連業種の裾野が広く、多種多様な業種が関連していることから、関連業種を含めた産業の活性化に繋がるとともに、さらなる企業集積を進め、イノベーションの創出を促進することで、経済波及効果が期待できる。

また、新潟市、聖籠町及び公益財団法人新潟市産業振興財団においても重点的に食品産業の振興を図っており、官民連携の事業展開も期待されている。

### （農業特産物の状況）

当区域は、日本有数の穀倉地帯であり、農業特産物の代表とされる米については、水田耕地面積は 29,210ha（令和 4 年作物統計）であり、その広大な水田を最大限に活用した多様な米づくりが進められ、水稻の収穫量は 144,720 トン（農林水産省北陸農政局令和 3 年産水稻の市町村別収穫量（北陸））、米の農業算出額 285.1 億円（新潟市のみでは、市町村別で全国 1 位：令和 3 年農林水産省市町村別農業産出額）と突出している。

また、農業全体の産出額も 528.6 億円（新潟市のみでは、令和 3 年度市町村別で全国 6 位、日本海側で 1 位：令和 3 年農林水産省市町村別農業産出額）と国内トップクラスの農業生産力を誇る。

### （特産物の加工品）

当区域は、特産物の米を使った全国的なブランドでもある「新潟清酒」を造る蔵元が 15 と多く、当区域を含む新潟県の清酒の製成数量等は、27,561 キロリットル（令和 3 年度国税庁酒類製成数量）と全国第 3 位であり、都道府県立としては唯一の日本酒専門の試験場である新潟県醸造試験場（新潟市）で技術開発や指導が行われている。

また、大学や公設試験研究機関等では食品製造の技術高度化や高付加価値化を目的に、新たな加工法、安全性の確立、機能性食品の開発などの研究が行われており、新潟県が開発した「米粉」の製造及び加工に関する技術などの研究成果を活用した商品開発や新たな設備投資などが期待できる。

### （バイオ産業）

新潟市バイオリサーチセンターでの産学連携コーディネートや技術指導などにより、食品、医療、環境等の分野でのバイオテクノロジーを活用した研究開発を推進すること

で当区域の食料品製造業の集積を活かした産業技術の高度化や地域産業の活性化が期待できる。

(農産物の高付加価値化・6次産業化)

新潟市農業活性化研究センターや新潟市アグリパーク食品加工支援センターにおける取組の支援や、「フードメッセ in にいがた」における6次産業化に取り組む事業者のための展示・商談会の開催などにより、農業の6次産業化を促進している。また、全国で2例目となる機能性食品認定制度を平成28年度に創設し、累計で14食品を認定しており、本市に関わりのある農産物・食品の高付加価値化の実現を図っている。

(農業生産におけるスマート化)

近年、スマート農業技術を活用した農業生産が拡大し、農業生産に最適な環境を制御する園芸施設の稼働が増加している。これにより、労働力の削減や農産物の生産量の増加、高品質化による生産性が向上し、農産物などの加工工場の立地及び食料品製造業の活性化も期待できる。

こうした様々な分野の産業と絡み合い、当区域の産業をリードする食料品製造業の集積を活用した食品・バイオ関連分野の地域経済牽引事業の促進に取り組んでいく。

### ③ 新潟市・聖籠町の地域の企業が保有する金属加工や機械組立加工、化学製品製造などの技術を活用した成長ものづくり分野

当区域は国内最大の石油製造・卸会社の発祥の地として、石油掘削機械の製作・修理等から派生した機械・金属関連産業が集積し、事業所数では製造業全体の47.6%を占める(機械・金属関連産業411事業所(内訳:金属製品製造業154事業所、はん用機械器具製造業42事業所、生産用機械器具製造業77事業所、業務用機械器具製造業16事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業29事業所、電子機械器具製造業29事業所、情報通信機械器具製造業4事業所、輸送用機械器具製造業60事業所):令和3年経済センサス活動調査)。

当区域の金属製品製造業の製造品出荷額等は1,321億円(製造業全体の10.7%:令和3年経済センサス活動調査)であり、関連業種と合わせた機械・金属関連産業の製造品出荷額等は3,940億円(製造業全体の32.0%:令和3年経済センサス活動調査)となり、食料品製造業を上回る。

当区域内において培われた精密加工、精密測定等の技術を基盤に、高精度・高剛性・高速のマシニングセンタのほか日本初の電動射出成型機を開発した工作機械メーカーや日本初の船用ディーゼルエンジンを開発し世界最高水準の発電効率を誇るエンジンメーカー、鉄道車輛メーカー、世界最大級のサルベージタグボートを製造する日本初の鋼製油槽船を開発した船舶メーカーなど、機械組立加工技術を活かした機械関連産業が発展している。また、切削加工や成型加工など金属加工技術を活かした金属関連中小製造業が新潟市北区及び東区並びに聖籠町を中心に操業するとともに、後背地にあたる燕三条

地域に隣接する地域の表面処理加工技術を活かした金属関連中小製造業を含め、当区域は機械・金属関連産業の一大集積地となっている。

また、当区域では、天然ガスを原料としたメタノールの製造工場（メタノール世界シェア 3 位、国内最大のメタノールメーカー最大拠点）や、半導体周辺材料である絶縁材料・電導材料の世界シェア 30～40%を占める企業などが立地しており、新潟県の化学工業全体の 31.1%を占める。

こうした日本を代表するメーカーをはじめとする機械関連産業の機械組立加工技術や金属関連産業の切削加工、表面処理など世界に誇る金属加工技術、世界へ供給できる化学製品の製造技術など当区域の企業が持つ技術を活用した成長ものづくり分野における地域経済牽引事業の促進に取り組んでいく。

#### ④ 新潟市・聖籠町の情報通信関連産業の集積を活用したデジタル分野

当区域はソフトウェア産業のほかコンタクトセンターやBPOセンターを含む情報通信関連産業が集積している。当区域の情報通信業は 411 事業所（県内計 782 事業所：令和 3 年経済センサス活動調査）あり、付加価値額は 580 億円（令和 3 年経済センサス活動調査）で、県内情報通信業の付加価値額の 7 割超を占め、IoT、ビッグデータ、AIをはじめとしたデジタル技術の開発や運用をリードする産業の素地が整っている。

近年は農業分野を中心に、事業者からIoT、ビッグデータ、AIを活用する実証フィールドとしても着目されている。具体的には、水田センサー実証は当区域の実証実験を契機に全国展開するほか、ドローンによる水田・松林の空撮実証、ICT田植機（可変施田植機）やLPWAを活用したマンホールの防犯・安全対策ソリューションの実証実験などが挙げられる。

一方、当区域には、新潟大学や新潟国際情報大学、開志専門職大学など 10 大学、4 短大、44 の専修学校が存在し、デジタル分野への様々な人材の供給が可能であることに加え、直接的な担い手を輩出する情報系学科のある教育機関についても 3 大学、7 専修学校あり、デジタル分野の推進を下支えする基盤として期待できる。

なお、当区域に集積する情報通信系の専門学校では、マンガ・アニメ、ゲーム産業に適した人材育成を行っているものも多く、ソフトウェア開発や情報処理・提供サービス、インターネット広告だけでなく、映像・アニメーション制作、VR、ARに通じるコンテンツ産業などデジタル分野の当区域における企業進出や事業拡大が期待できる。

こうした新潟市・聖籠町の地域の特性を活用したデジタル分野の地域経済牽引事業の促進に取り組んでいく。

#### ⑤ 新潟市・聖籠町の拠点性を支える物流関連産業の集積を活用した物流関連分野

当区域は、製造業をはじめとする産業の原料及び製品の流通を担う道路貨物運送業や倉庫業、港湾運送業（827 事業所、県内運輸業・郵便業の 40.1%：令和 3 年経済センサ

ス活動調査）が集積し、運輸業・郵便業の付加価値額は950億円（令和3年経済センサス活動調査）であり、県内運輸業・郵便業の付加価値額（1,964億円：令和3年経済センサス活動調査）のおよそ5割を占める。

当区域は、国際拠点港湾・日本海側拠点港である「新潟港（令和4年コンテナ貨物総取扱個数：外貿166,614TEU、新潟港令和4年外貿コンテナ取扱量（速報値）：内貿56,418TEU、令和3年新潟港統計年報）」や拠点空港である「新潟空港（国内線73トン：令和4年度航空貨物輸送実績、国際線127トン：令和元年度航空貨物輸送実績 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の行動制限により利用は落ち込んだ。）」、北陸自動車道・関越自動車道・磐越自動車道・日本海東北自動車道の4つの「高速道路」、国道116号・7号・8号等で構成される「地域高規格道路（新新バイパス）」など、陸・海・空を結ぶ交通ネットワークの要衝となっており、パルプ・紙・紙加工品製造業や化学工業、繊維工業といった主に原料輸入や製品輸出を行う港湾空港隣接地ならではの素材関連製造業（67事業所：令和3年経済センサス活動調査）の集積に伴い、輸送を担う物流業が発展してきた。

こうした産業をネットワークで結び、港湾・空港をはじめとする拠点性を支える物流関連分野の施設建設支援や各種インフラ整備を行うことで地域経済牽引事業の促進に取り組んでいく。

#### ⑥ 新潟港等の拠点性の高い交通インフラを活用した環境・エネルギー関連分野

当区域にある国際拠点港湾・日本海側拠点港である「新潟港」の地理的条件の良さから新潟港東港区周辺を中心にエネルギー基地として発展を続けている。LNGについて、日本海側最大級の受入基地が立地し、マレーシア、ロシアなどからのLNG受入量は日本海側港湾全体の概ね4割（新潟港2,788千MT、日本海側港湾計6,767千MT：財務省統計2023 LNG取扱貨物量（輸入））を占めており、近隣の火力発電所など県内に加え、福島県や宮城県など太平洋側までパイプラインで供給している。また、石油備蓄の国内第1号基地であり、元売各社の設置する油槽所は国家石油備蓄基地の機能を有するほか、実証プラントでの研究開発を経て、天然ガスの液体燃料化技術であるGTLの商業利用を可能とする技術が確立されるなど、供給にとどまらずエネルギー関連分野の要衝となっている。

次世代燃料DME（ジメチルエーテル）の国内初の製造・普及促進プラントの立地や家庭用暖房機器製造企業が培った高い技術を生かした、都市ガスによる燃料電池分野への参入など、新潟港東港区を中心に電気・ガス・熱供給等の関連企業が複数立地（48事業所：令和3年経済センサス活動調査）している。

また、港湾法に基づく新潟港港湾脱炭素化推進協議会が設置され、「新潟港港湾脱炭素化推進計画」を作成し、港湾区域及び臨港地区に加え、臨海部での物流活動や産業活動における脱炭素化を進めることとしており、世界最大級の発電量のバイオマス発電所な

ど2か所の建設・稼働が予定されるとともに、令和5年度に新潟港周辺における洋上風力発電の導入促進に向けた海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）に指定された。

さらに、新潟県では、CCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）基盤整備によりエネルギー・産業の脱炭素化を加速させ、脱炭素電力・燃料の供給量の拡大を図るとともに、カーボンリサイクル素材など新たな産業開発の誘発を目指し、「新潟CCUSハブ&クラスター拠点開発構想」を策定した。

当促進区域でのCCS（二酸化炭素回収・貯留）事業性調査の選定や民間事業者によるCO<sub>2</sub>を原料とした化学品製造の実証実験の開始など、カーボンニュートラル、カーボンリサイクルへの取組が進んでおり、脱炭素関連産業の形成も期待される。

こうした新潟市・聖籠町の地域の特性を活用し、環境・エネルギー関連分野の地域経済牽引事業の促進に取り組んでいく。

#### ⑦ 鳥屋野潟南部地区の大規模スポーツ施設などの広域集客力を生かし、食と花・みなとまち文化などの観光資源と連携した交流拡大まちづくり分野

鳥屋野潟南部地区は、広域交通の結節点であることや都心に近接する地区特性から県市の様々な計画に位置づけられ、これまでも、県立鳥屋野潟公園、新潟市民病院、新潟市消防局、市立いくとびあ食花などの県市を代表する公共施設整備や民間開発が行われ、今では、市内外より年間約290万人（令和5年新潟市調査 暫定値）が来訪する地区となっている。

鳥屋野潟南部地区の中でも、総合スポーツゾーン内にある県立スポーツ公園には、プロの公式戦やコンサートなどの大規模イベントが開催される新潟スタジアムや野球場があり、年間約74万人（令和5年新潟市調査 暫定値）が来訪する広域集客力のある施設となっている。当地区においてその特性を生かした更なる交流の拡大やにぎわい創出が期待されていると同時に、来訪者の滞在時間の拡大と消費活動の拡大も目指している。

また、新潟市は、豊富な農産物や食品関連産業の力を生かし、市内外に誇る農畜水産物を「食と花の銘産品」に指定し、認知度の向上並びに「食と花のにいがた」という都市イメージづくりを進めている。新潟市の「米」「酒」「食」のイメージは定着してきているが、その他の農畜水産物等とともに有力な観光資源としての更なる効果的な魅力発信をする必要がある。

さらに、新潟市の都心地域は日本一の大河である信濃川が日本海に注ぐ位置にあり、江戸時代には北前船の寄港地として賑わい、安政の修好通商条約では開港5港の一つとなるなど、湊まちとして栄えてきた歴史がある。また、日本有数の芸妓の街として知られる古町の花街や、湊まちを代表する商家であった旧小澤家住宅など、いたるところに湊まちの面影を残すと同時に、万代島地区の朱鷺メッセやピア Bandai など近代的な港まちの施設が立地しており、新旧の顔をあわせもつ「みなとまち」となっている。これら「みなと

まち」としての豊富な観光資源を有しており、その魅力を広域的に発信し効果的なPRを図る必要がある。

以上を踏まえ、恵まれた交通インフラ並びに広域集客力のある新潟スタジアム・野球場と隣接し都心に近接する地区の特性を生かし、新潟市における更なる交流や来訪者の滞在時間の拡大、観光資源の魅力発信を効果的に行うため、滞在型・地元PR型観光集客施設等の整備による交流拡大拠点づくりを進めることとする。

このような鳥屋野潟南部地区の大規模スポーツ施設などの広域集客力を生かし、食と花・みなとまち文化などの観光資源と連携した交流拡大まちづくり分野の地域経済牽引事業の促進に取り組んでいく。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かして、各分野を支援していくためには、事業者のニーズを的確に把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や当区域にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ①立地企業への支援制度

新潟市工業振興条例助成金や聖籠町企業立地促進条例に基づく奨励金等、企業立地の初期投資に係る支援制度について、事業者ニーズの変化に対応した見直しを行いながら周知・運用するとともに、事業者が地域の牽引役を果たすよう、設備投資を支援し、地域経済の活性化を図る。

#### ②不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置（新潟県）

活発な設備投資が実施され、かつ、収益増加（付加価値増加）への取組を促すため、一定要件を課した上で、不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置に関する条例を制定し、運用している。

#### ③地方創生関係施策（新潟市）

「地域企業のデジタル化と異業種連携によるDX推進（令和3年～）」や「仕事と暮らしの強みを活かした若者人材の定着（令和3年～）」などデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、デジタル分野や成長ものづくり分野などにおいて、プラットフォーム構築や製品・サービス創出、販路開拓、人材確保・育成などを支援して

いる。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①自治体保有データのオープンデータ化の推進

新潟市では、行政の透明性・信頼性向上と産業振興を目的に、平成 26 年 12 月よりオープンデータの公開を開始し、現在の公開データ数は 1,000 以上にのぼっている。オープンデータを活用したアプリ開発や大学による研究機関の発足など、利活用に向けた民間の動きが活性化していることから、今後も地域牽引事業に資するよう聖籠町を含め、より一層の公開内容の充実を図る。

②公設試験研究機関が有する分析・解析結果、技術情報の提供

地域企業の技術力向上のために、新潟県工業技術総合研究所等が保有している情報であって資料として開示している情報についてインターネット公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者が抱える課題解決の提案については、新潟市経済部、聖籠町東港振興室、新潟県産業労働部が一義的な窓口となり、庁内関係部局と連携・調整のうえ、必要に応じ、三者による担当者連絡会議において対応協議し、情報提供・収集・適地確保・制度整備を行っていく。また、新潟市は新潟市東京事務所に企業誘致担当課長及び専門員を配し、首都圏企業の情報提供・収集を行うと同時に、新潟県東京事務所とも連携し、企業訪問による企業要望を把握し、当区域への立地については両市町の各担当部署がワンストップ窓口となり対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

ア 必要性

新潟市の開業率は、5.1%（2014-2016 年 新潟市の産業 2022）で政令市 14 位となっている。新たな技術や発想によりイノベーションを創出するスタートアップは、当区域の経済を牽引するためにも、必要不可欠であり、スタートアップを増やしていく必要がある。

イ 取組

公益財団法人新潟市産業振興財団では、総合相談窓口において、創業・起業に関する相談を受付けているとともに、創業・起業に関するセミナーも開催している。

②人材確保に向けた支援（人材支援・確保支援）

ア 必要性

人口減少や働き方の変化により、優れた人材の確保とともに人材の育成についても重要性が増してきている。地域経済牽引事業を促進するため、地域企業が求めている人材の育成支援とともに、教育機関等と連携し、人材確保や育成をする必要がある。

イ 取組

「新潟市工業条例助成金人材育成助成金」により、新潟市内の中小製造業の人材育成

を支援する。

人材確保や育成のため、情報通信関連企業と大学や専修学校などと情報交換・意見交換の場を設けているとともに東京圏からの移住を促進することで、人材の確保に努める。

また、地域企業が合同で行う人材育成・定着の取組を後押しするとともに、地域内の未就労人材や外部の副業人材など多様な人材の活用を図るなど、地域企業の課題解決に向けた取組を推進していく。

### ③工業用地の確保に向けた支援

#### ア 必要性

工業用地は造成に長期間を要する一方、近年、企業的意思決定スピードは速くなっている。企業の工場等立地・拡張意向を逸することなく、企業ニーズに沿った工業用地を確保することが重要である。

#### イ 取組

新潟市においては、過不足ない工業用地の確保に努めるため、定期的な用地需要調査を行うとともに、本市が保有する遊休地等の情報を必要に応じて、企業へ情報提供する。

聖籠町では、新潟東港工業地帯の工業用地は完売しているものの、当該工業地帯における未利用地等の解消や、東港周辺地域の開発が課題となっている。

企業の進出を促進するためには、これらの土地を工業用地として整備することが重要であり、民間事業者等による開発を推進するべく、関係事業者や関係機関等との情報共有、連携、調整を図り、企業ニーズに沿った工業用地の確保に努める。

### ④インフラ整備

#### ア 必要性

当区域の製造業や物流業がさらに発展するためには、道路を整備し工業団地等から新潟港や新潟空港、高速道路といった国際物流・交通基盤へのアクセスを良くする必要がある。

また、地域経済牽引事業の促進にあたり、ヒトとモノの往来活性化による都市機能の強化・集積を図る必要があり、新潟駅周辺地域の渋滞解消、鉄道と基幹公共交通軸の結節機能強化も必要である。

#### イ 取組

新潟市が整備し、工業用地に近接する新潟中央環状道路が当区域中央の横軸となり、放射状に広がる国道7、8、49、113、116号等と結節することで、区域内交通及び新潟港・新潟空港・高速道インターチェンジへの飛躍的なアクセス向上を目指す。また、新潟駅周辺整備事業により、鉄道在来線の高架化や駅前広場、幹線道路の整備を進める。

### ⑤GXの促進支援

#### ア 必要性

世界的にカーボンニュートラルの取組が進んでいるなかで、サプライチェーンの脱

炭素化など地域企業にも脱炭素の取組を求められている。クリーンエネルギーへの転換などが重要となる。

#### イ 取組

新潟市においては、庁内でG Xチームを立ち上げ、G X普及啓発に取り組むとともに、脱炭素に資する生産設備への支援を行う。

### ⑥デジタル化・D X支援

#### ア 必要性

デジタル技術は今や社会基盤であり、地域企業におけるデジタル化やD Xの推進は労働生産性向上や新事業展開、新たな働き方などに不可欠なものである。

#### イ 取組

新潟市では、公益財団法人新潟市産業振興財団を通じて、「新潟市D Xプラットフォーム」を設立した。多種多様な業種が連携し、異業種のノウハウや設備、人材のシェアをしながら、D Xの共創の場を提供し、実証実験を支援する。

### (6) 実施スケジュール

| 取組事項                                  | 令和6年度<br>(初年度) | 令和7～10年度<br>(最終年度)      |
|---------------------------------------|----------------|-------------------------|
| <b>【制度の整備】</b>                        |                |                         |
| ①立地企業への支援制度                           | 運用             | 運用<br>必要に応じた<br>改正・制度創設 |
| ②不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置                | 運用             | 運用                      |
| ③地方創生関係施策                             | 運用             | 運用                      |
| <b>【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】</b> |                |                         |
| ①自治体保有データのオープンデータ化の推進                 | 運用             | 運用                      |
| ②公設試験研究機関が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供        | 運用             | 運用                      |
| <b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>          |                |                         |
| ①関係機関の対応                              | 運用             | 運用                      |
| <b>【その他】</b>                          |                |                         |
| ①スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）               | 運用             | 運用<br>必要に応じた取組強化        |
| ②人材確保に向けた支援（人材支援・確保支援）                | 運用             | 運用<br>必要に応じた取組強化        |
| ③工業用地の確保に向け                           | 運用             | 運用                      |

|             |                                                                                                      |                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| た支援         |                                                                                                      | 必要に応じた取組強化       |
| ④インフラの整備    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟中央環状道路一部整備(国道8号～国道49号区間)</li> <li>・新潟駅(高架駅)全面開業</li> </ul> | 整備               |
| ⑤GXの促進支援    | 運用                                                                                                   | 運用<br>必要に応じた取組強化 |
| ⑥デジタル化・DX支援 | 運用                                                                                                   | 運用<br>必要に応じた取組強化 |

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、新潟県が設置する公設試験研究機関や産業支援機関、新潟市が設立した公益財団法人新潟市産業振興財団、地域の大学としての新潟大学等、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、新潟市・聖籠町及び新潟県では、これらの支援機関の大多数を含んだ連携支援計画の作成を目指し、関係支援機関の理解醸成に努める。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ①大学連携新潟協議会(国立大学法人新潟大学ほか15機関)

地域社会の発展と人材の育成に寄与するとともに、地域の産業構造が一層高度化を指向していく中で、地元企業や公設試験研究機関などと相互に協力して共同研究開発を行う。

#### ②新潟県工業技術総合研究所

##### ○技術支援(技術相談、依頼試験、機器貸付、セミナー等情報提供など)

企業の技術的な課題に対する相談や情報提供、製品開発等で必要な試験・検査・分析、試験研究機器の貸付等

##### ○研究開発(共同研究、受託研究、調査研究など)

企業との共同研究や受託研究、成長分野への参入促進に向けた調査研究等

##### ○起業家支援

インキュベーション施設の設置、技術・経営支援等

#### ③公益財団法人新潟市産業振興財団

中小企業の専門化・高度化する経営課題への対応について、新潟市の産業支援機関である新潟市産業振興財団と連携して行う。同財団のビジネス支援センターにおいて、専門人材による経営相談やビジネスに関する情報提供・能力向上のためのセミナーを実施するほか、販路拡大や技術開発など中小企業の新たな取組を支援する。

#### ④公益財団法人にいがた産業創造機構

本県産業の活性化及び中小企業の発展を目的に、新規創業や新分野進出等の経営革新、製品開発・技術開発、付加価値向上、販路開拓、経営基盤強化、人材育成、産学連携、情報提供等の幅広い支援の事業を行う。

#### ⑤新潟県立テクノスクール

県内4校（新潟市、上越市、三条市、魚沼市）において、学卒者等を対象に地域産業を支えるものづくり分野のほか、求職者を対象に多様な職業訓練を実施

企業立地等に合わせた訓練の実施により人材の育成・確保を支援

在職者を対象として、生産技術の高度化や新分野への進出、技能検定や各種国家検定試験対策などの職業訓練によりスキルアップを支援

#### ⑥新潟市バイオリサーチセンター

新潟バイオリサーチパーク構想の中心施設として新潟薬科大学の隣接地に位置し、民間企業等によるバイオテクノロジー関連の研究開発などのために研究室の貸し出しを行っている。産学連携コーディネート業務や施設利用者への技術指導を行うなど、研究開発の支援を行う。

#### ⑦新潟市農業活性化研究センター

新潟市の更なる農業振興を図り、農業者が抱えている技術的な課題の解決や農村の活性化を支援するとともに、6次産業化や農商工連携を支援する。

#### ⑧新潟県醸造試験場

新潟地域は、「淡麗辛口」の清酒の生産地として著名であり、特許庁の地域団体商標制度(地域ブランド)においても「新潟清酒」が商標登録されている。新潟市には地域の清酒醸造技術を支えてきた新潟県醸造試験場が立地しており、本県の気候・風土・水質等に適切な醸造法の研究、酒造用に最適な県産酒米の育成、優秀な酒造従業員の育成を行う。

#### ⑨新潟県水産海洋研究所及び新潟県農業総合研究所食品研究センター

新潟県の水産資源の利活用を図るため、漁海況情報の提供、資源管理手法や水産加工技術の開発などを行っている。当区域においては蒲鉾製造を主体とする水産加工業が発達しているが、「新潟県蒲鉾組合」との共同研究により、嚥下障害等を持つ高齢者向け食品を開発するなど、様々な連携実績を有する。

⑩株式会社新潟TLO

新潟県内の大学、短大、工業高等専門学校等の研究から生まれる豊富な知的財産を、社会のニーズに沿って、より効果的に活用するために民間企業等へ技術移転をすることを主な業務とし、他にも産業界と大学等の共同研究・委託研究の橋渡しをすることにより、産学連携の取組を支援する。

⑪新潟市ソフトウェア産業協議会

新潟市内のIT事業所で組織され、各種ソフトウェア産業や情報処理産業の健全な発展を目的に、産学官連携で人材の確保や育成に関する事業を実施するなど、会員の技術高度化のみならず市内事業所のレベルアップを図る。

⑫新潟商工会議所

地域企業と連携し、各企業等に経営支援、販路拡大、融資制度紹介等の支援を行う。

⑬新潟市南商工振興会

地域企業と連携し、新潟駅南エリア、鳥屋野潟周辺を中心に、イベント開催支援、環境改善活動などの地域活動を行う。

⑭公益財団法人新潟観光コンベンション協会

地域企業などと連携し、新潟市のみなとまち文化や食と花などの観光資源のPRを行う。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み生活環境及び自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては生活環境の保全等に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

更に、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、県自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

また、平成 29 年に制定した新潟市工場立地法に基づく緑地面積率に関する準則を定める条例及び平成 30 年に制定した聖籠町工場立地法地域準則条例は、緑地面積率を緩和し、既存工業用地の利活用を促進することで地域経済牽引事業の実施に伴う新規開発の抑制効果も期待できる。

加えて、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）によるごみの減量や地域の環境美化（地域の清掃活動支援・環境美化意識やマナーの向上）に取り組み、循環型社会を推進するとともに、省エネ・再エネやライフスタイル転換（環境に配慮した商品・サービスを選択する消費行動、次世代自動車の導入などの促進）の推進により脱炭素社会の実現を目指す。

なお、国定公園において当該事業計画を承認する際には、新潟県自然環境部局と調整を図る。多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、新潟県自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

本計画は公園計画との整合を図り、県自然環境部局との調整を行ったうえで策定したものである。

## （２）安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

特に、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止のため、住民の理解を得ながら以下のような取組についても推進する。

- ・ 地域の特性に応じた対策（事業所集中地域等における対策）

工業団地、流通団地その他事業所集中地、港湾周辺地域等における防犯対策と環境健全化のため、地域住民、警察等の関係機関と連携した防犯パトロール等を行う。

- ・ 防犯設備の整備

犯罪被害防止のための防犯カメラ、照明の設置等。

- ・ 防犯に配慮した施設の整備・管理

植栽の適切な配置及び剪定による見通しの確保や、施設管理の徹底等。

- ・従業員に対する防犯指導  
法令遵守や犯罪被害の防止に関する指導等。
- ・交通安全施設の整備  
交通事故防止のための道路照明、カーブミラー、視線誘導標の設置等。  
混雑緩和のための導流帯、右折レーンの設置等。
- ・不法就労の防止  
外国人を雇用しようとする際における、旅券等による就労資格の確認等。
- ・地域住民との協議  
企業立地や事業高度化の際における地域住民・自治会等への事前説明や意見聴取等。
- ・警察への連絡体制の整備  
犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制の整備等。
- ・警察署との連携  
当区域内の道路計画、及び一般道路へのアクセス道路取付け等の整備が行われる際には、警察署との事前協議を行いながら進める。

### (3) その他

#### ①諸計画との調整方針等

本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、本計画は当該港湾計画と調和を図るものである。

#### ②PDCA体制の整備等

毎年度、県、新潟市及び聖籠町において、地域経済牽引事業の実施状況及び基本計画の進捗状況を把握しその効果を検証する。これらを踏まえ、必要に応じ、計画の見直しや制度整備に関する検討を行い、計画の実効性を高めていく。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当なし。

## 10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「新潟県新潟市・聖籠町基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。